

東松山市新設道水路採納基準

東松山市新設道路採納基準（平成29年3月24日決裁）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この基準は、新たに道水路を建設し又は既存市道を拡幅して、当該道水路を市が寄附採納を受ける場合（以下「採納」という。）の要件及び手続に関する基準を定めることを目的とする。

（道路の採納要件）

第2条 道路の採納は、次の各号に定める要件のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 起点及び終点が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第1号又は同条第2項に該当する公道に接続し、かつ、起点及び終点が異なる公道に接続し車両の通り抜けができるもの。
- (2) 起点又は終点が前号に該当する公道に接続し、既存市道の拡幅をするもの。

2 採納は、前項に該当する場合のほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 採納はすべて無償とし、境界が明確で公共座標（世界測地系）による測量図があり、抵当権等の権利の設定がされておらず、所有権の移転が速やかにできるものであること。
- (2) 道路付属物、埋設物については、交通及び道路管理に支障がなく、関係法令等に適合するものであること。

3 前2項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるものについては採納することができる。

（水路の採納要件）

第3条 水路の採納は、次の各号に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 起点及び終点が市の管理する水路又は河川に接続しているものであること。
- (2) 採納はすべて無償とし、境界が明確で公共座標（世界測地系）による測量図があり、抵当権等の権利の設定がされておらず、所有権の移転が速やかにできるものであること。

（道路形態）

第4条 道路の形態については、次の各号に定める要件に該当するものでなければならない。

- (1) 道路の幅員が5.20メートル以上であること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に該当する道路については、幅員が4.00メートル以上であること。

(3) 交差角 120 度以下の平面交差又は屈曲部分については、隅切りを設けること。

(4) 路面はアスファルト舗装し、道路の両側に側溝を設置すること。なお末流排水は市、県又は国が管理する施設へ適切に排水されるものであり、浸透処理は不可とする。

(水路形態)

第 5 条 水路の形態は、上流以上の流下能力を有する構造物でなければならない。

(道路構造)

第 6 条 道路の構造は、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

(1) 平面交差する同一箇所においては、同一平面で 5 以上交会させてはならない。また、変則・変形交差は避けること。

(2) 平面交差における交差角は、直角及びそれに近い角度（60 度以上）であること。

(3) 平面交差部の交通安全等を確保するために交差部手前の相応の距離から交差部の存在等の確認ができるように視認距離（20 メートル以上）を設けること。

(4) 道路の縦断勾配については、9 パーセント以下とし、歩行者などの通行を考慮した勾配であること。ただし、地形等によりやむを得ないと道路管理者が認める場合は、12 パーセント以下とする。

(5) 縦断勾配が 9 パーセントを超える場合は、すべり止め舗装とすることを標準とする。

(6) 日当たりの悪い道路の縦断勾配は、積雪を考慮して 6 パーセント以下であること。ただし、一部に限りすべり止め舗装とすることで 8 パーセントまで緩和することができる。

(7) 交差点取付け部及び交差点前後の相当区間の縦断勾配はできるだけ緩やかであること。

(8) 縦断勾配の変化点には適切な縦断曲線を設けること。

(9) 道路の横断勾配は、1.5 パーセント以上 2.0 パーセント以下であること。

(10) 道路は歩行者、通行車両又は住民の安全のために必要箇所には、安全施設及び防護施設を設置すること。

(11) 道路排水施設については、公共下水道事業計画区域（雨水）の道路においては L 形側溝の排水構造を原則とし、その他の道路は表流水及び合併処理浄化槽の処理水が接続できるように長尺 U 形側溝等の排水構造であること。なお、長尺 U 形側溝の内幅は 30 センチメートル以上とする。

(12) 市街化区域内の公共下水道（雨水）が未整備の地区は、浸透側溝であること。ただし、合併処理浄化槽の処理水が側溝に放流される場合は浸透構造としないものとする。

- (13) 道路排水施設が道路を横断する部分については、横断暗渠等を設置し、交通に十分耐える構造であること。
- (14) 道路の舗装構成については別表 1 とし、設計 CBR 3 を標準とする。
- (15) その他の構造については、協議により決定するものとする。

(事前協議)

第 7 条 採納しようとする者は、その申請前に市長と寄附事前協議書により事前協議を行わなければならない。

2 市長は前項の協議があった場合は、寄附事前協議回答書により回答するものとする。

(寄附申請)

第 8 条 前条の協議が整った場合には、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 寄附申請書
- (2) 位置図
- (3) 公図写
- (4) 平面図
- (5) 構造図
- (6) 測量図（地積測量図、道路区域図）
- (7) 理由書
- (8) 土地登記事項の証明書
- (9) 印鑑登録証明書
- (10) 同意書（共有等で所有者が複数の場合）
- (11) 登記原因証明情報・承諾書（共有の場合には全員分必要）
- (12) 現地写真
- (13) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第 9 条 東松山市狭あい道路整備要綱に該当するものについては、この基準を適用しない。

第 10 条 市長は、この基準に定めるもののほか、採納に関し必要があると認めるときは別に定めるものとする。

第 11 条 開発行為で新たに道水路を新設することで、開発区域に接する道水路の機能が不用となる場合は、不用となる道水路を開発区域に含め都市計画法第 40 条第 1 項による相互帰属を行うか、事前に払下げを受けて開発区域に含めること。ただし、不用となる道水路の隣接土地所有者の同意を得られる場合に限る。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年12月18日までに第7条に規定する事前協議を行い、かつ、令和9年3月31日までに第7条に規定する事前協議の回答をした新設道水路の寄附採納については、なお従前の例による。

別表 1 (第 6 条関係)

○舗装構成については、透水性舗装も含めた検討・協議を行い道路管理者の指示により計画すること。

舗装の構成について

| 設計 CBR | 下層路盤 (c m) | 上層路盤 (c m) | 表層 (c m) | T _A | 備 考 |
|--------|---------------------|---------------------|---------------|----------------|-----------|
| | 再生切込碎石 (RC - 40) | 再生粒調碎石 (RM - 40) | 再生密粒度 アスコン | | |
| (2) | (27) | (15) | (5) | (17.00) | 遮断層砂 20cm |
| 3 | 19 | 15 | 5 | 15.00 | |
| 4 | 15 | 15 | 5 | 14.00 | |
| 5 | 12 | 12 | 5 | 12.20 | |
| 6 | 12 | 12 | 5 | 12.00 | |

※ 上記表の交通区分は大型車交通 1 日一方向 100 台/日未満の場合であり、それ以外については、別途協議すること。

※ 遮断層の砂は原則として再生砂を使用し、地下水の多い場合は 30 cmの厚さとすること。

※ 在来路床土が軟弱である場合 (CBR 値が 3 未満) には、原則として路床安定処理工法、置換工法の中から現場条件・地域性等を考慮した上で選定し、改良すること。

※ 新設道路区間 (最低 200m) は同じ舗装組成で計画すること。

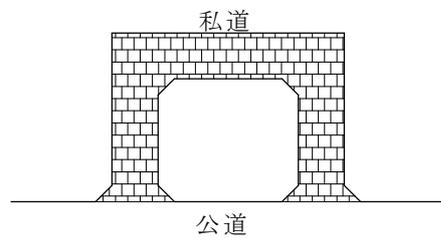
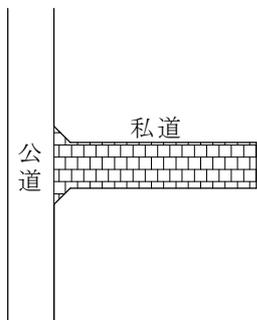
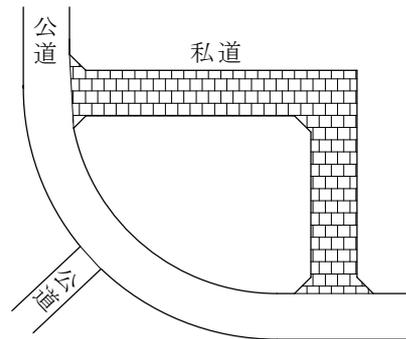
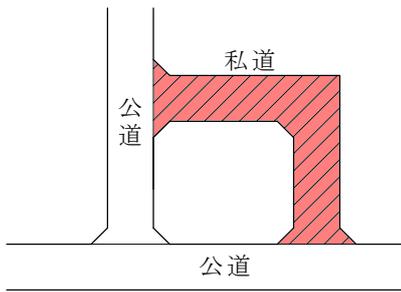
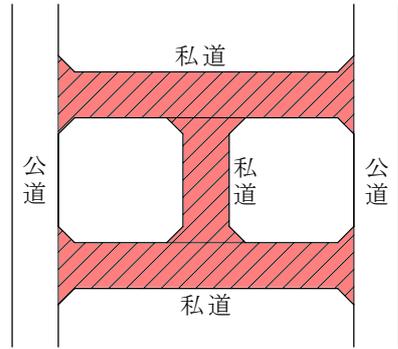
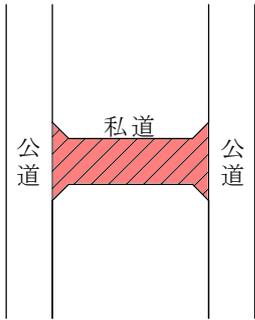
透水性舗装の構成について

| 設計 CBR | 遮断層 (c m) | 路盤 (c m) | 表層 (c m) | T _A | 備 考 |
|--------|--------------|---------------------|---------------|----------------|-----|
| | 再生砂 | 再生切込碎石 (RC - 40) | 再生開粒度 アスコン | | |
| 3 | 15 | 40 | 5 | 15.00 | |

※ 上記表の交通区分は大型車交通 1 日一方向 100 台/日未満の場合である。

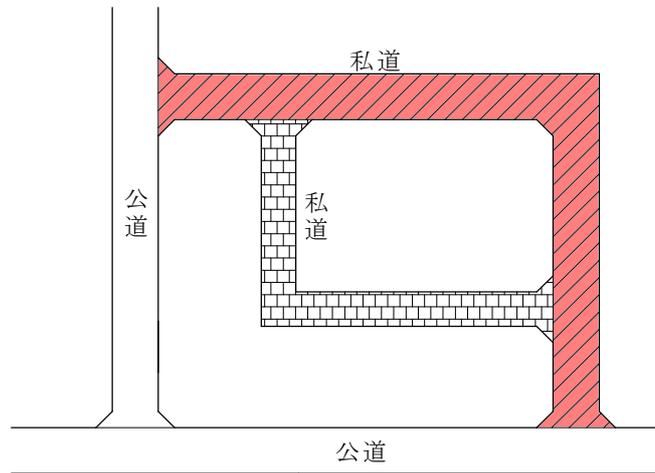
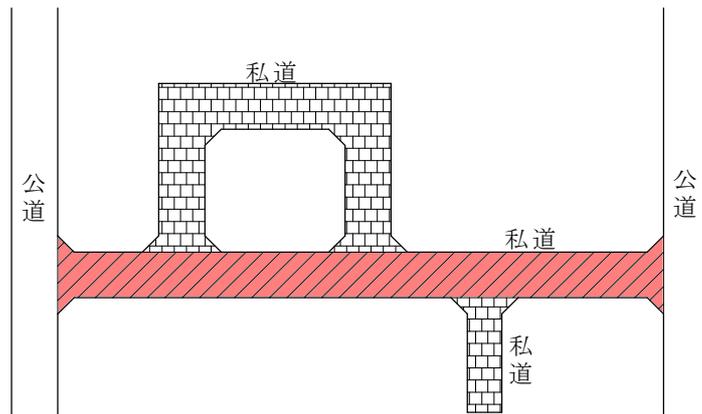
(参考図)

| 凡 例 | |
|---------|---|
| 寄附できる例 |  |
| 寄附できない例 |  |



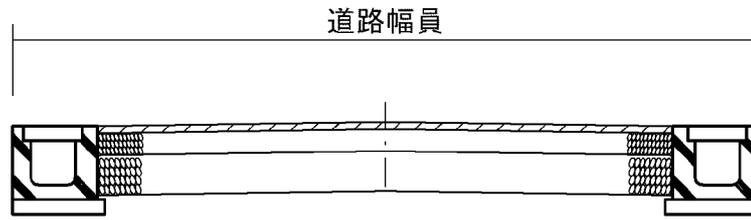
(参考図)

| 凡 例 | |
|---------|---|
| 寄附できる例 |  |
| 寄附できない例 |  |

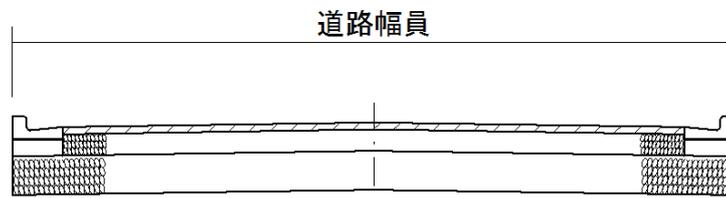


道路幅員

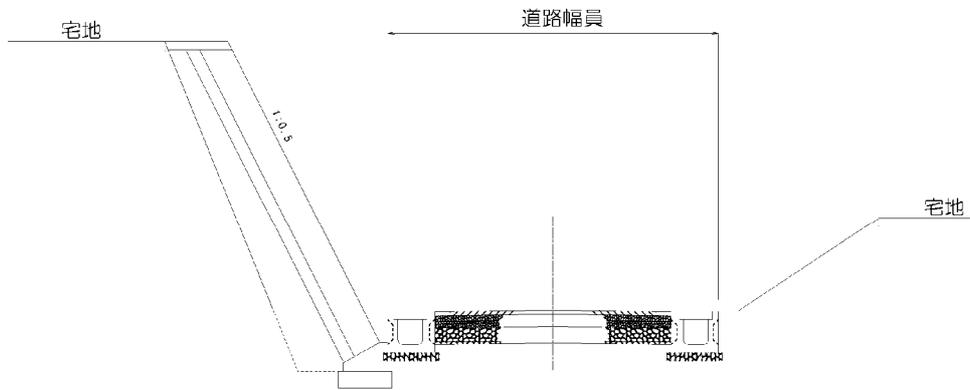
① U形側溝を設置する場合（蓋設置あり）



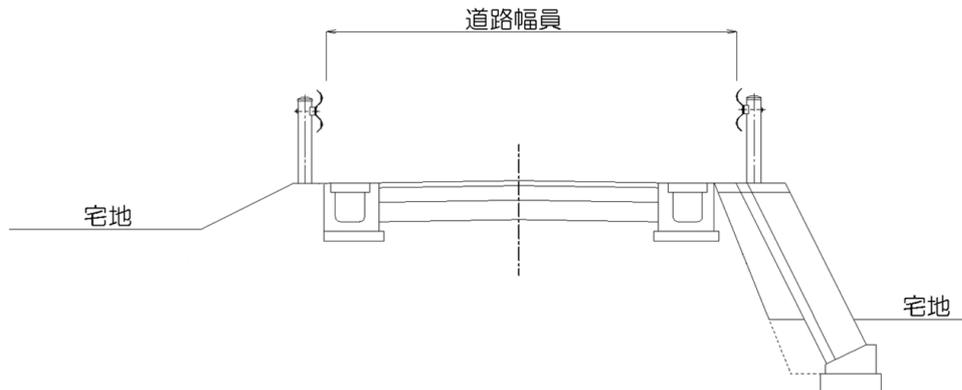
② L形側溝を設置する場合



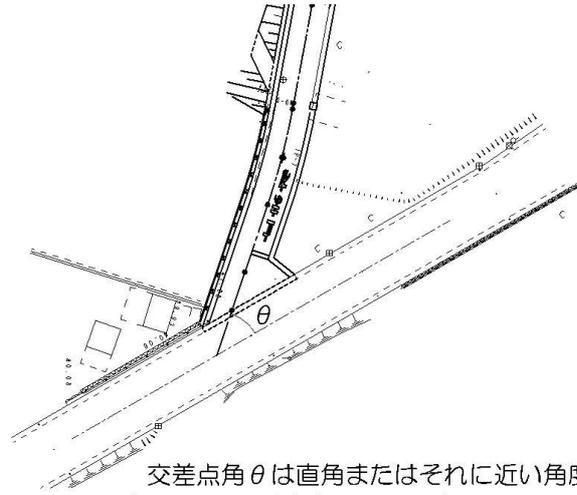
③ 切土の場合



④ 盛土の場合

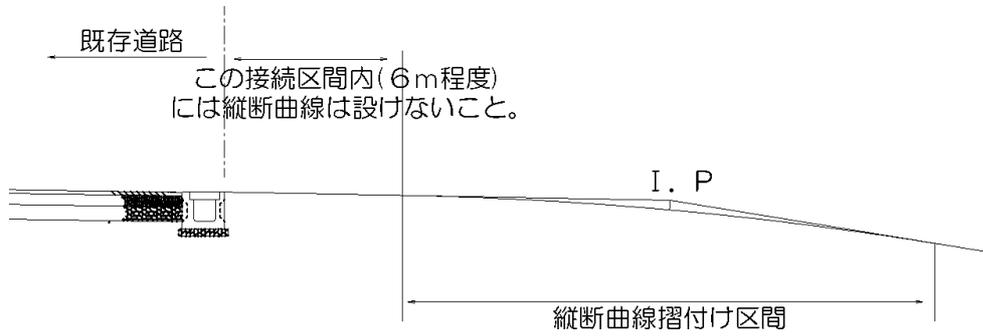


平面交差の交差角



交差点角 θ は直角またはそれに近い角度
(75° 以上、やむを得ない場合でも 60° 以上)

接続部の縦断勾配



寄附事前協議書

年 月 日

東松山市長

宛て

住 所
協議者

氏 名

(代理人 氏名
TEL)

下記の土地及び構造物等を寄附したいので、関係資料を添えて協議いたします。

記

1 対 象 地

2 対 象 施 設

3 内 容

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

4 理 由

| |
|--|
| |
| |
| |

5 添付資料

- ①案内図 ②公図写 (対象地赤色着色) ③測量図 (測量済の場合) ④内容説明図
- ⑤写真 (寄附の範囲を赤線で明示) ⑥整備計画図 (新設・拡幅の場合)

寄 附 事 前 協 議 回 答 書

発第 号
年 月 日

様

東松山市長

年 月 日付で、協議のあった件については、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 対 象 地
- 2 対 象 施 設
- 3 回 答 主 旨

寄附申請書

年 月 日

東松山市長

宛て

住所又は所在地

氏名又は代表者名

実印

下記の土地及び構造物等を寄附採納願いたく、関係図面・書類を添えて申請いたします。

1 添付図面・書類

- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 平面図
- (4) 構造図（新設・拡幅の場合）
- (5) 測量図（地積測量図、
道路区域図）
- (6) 理由書
- (7) 土地登記事項の証明書
- (8) 印鑑登録証明書
- (9) 同意書（共有等で所有者が
複数の場合）
- (10) 登記原因証明情報・承諾書
- (11) 現地写真
- (12) その他必要と認めるもの

2 寄附不動産の明細

| 大 字 | 字 | 地 番 | 地 目 | 地 積 | 所 有 者 |
|-----|---|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

3 寄附内容



登記原因証明情報・承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 (甲) 東松山市

義務者 (乙) _____

(2) 不動産の表示

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 地 積 (㎡) |
|-----|-----|-----|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、 年 月 日、本件不動産を道路敷地として寄附した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 所有権移転登記に関する承諾

上記のとおり相違ありませんので、私は、東松山市に本件不動産の所有権移転の登記をすることを承諾します。

年 月 日 さいたま地方法務局 東松山支局
上記のとおり相違ありません。

乙 住 所 _____

氏 名 _____ 印

甲 住 所 東松山市松葉町 1 - 1 - 5 8 _____

埼玉県東松山市

氏 名 東松山市長 _____ 印